

# 建設業者のみなさまへ

排出事業者(元請業者)が、**建設工事**(解体工事を含む)に伴い生ずる(特別管理)産業廃棄物を当該工事現場以外の場所(面積300㎡以上)で保管する場合は、事前に届出が必要です。(法第12条第3項等)

なお、当該届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合は、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処される場合があります。(法第29条第1項)

## 廃棄物処理法による届出内容

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について事業者が行う排出事業場以外の保管(保管場所に係る面積が300㎡以上の保管に限る。)については、あらかじめ保管場所ごとに届出が必要です。

### 掲示板記載例

0.6m 以上

産業廃棄物保管場所	
管理者の氏名 又は名称および連絡先	〇〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇 秋田市〇〇〇△丁目△-△ TEL △△△-△△△-△△△△
廃棄物の種類	□□□□□
最大保管高さ	△△ m
最大保管量	△△m <sup>3</sup>

0.6m 以上

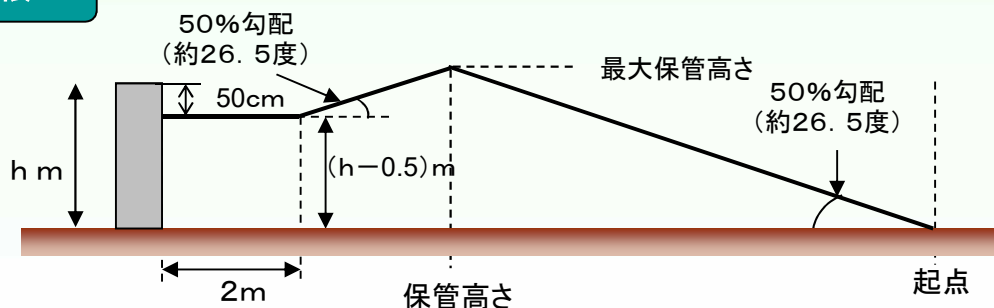
## 届出書類

- 1 (特別管理)産業廃棄物事業場外保管届出書
  - 2 付近の見取図
  - 3 保管場所の平面図等
  - 4 保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- ※ 届出に関する様式や手引きは、秋田市ホームページからダウンロードできます。

## 保管の方法

- 1 周囲に囲いを設けること。
- 2 見やすい場所に掲示板を設けること。
- 3 保管する産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散の防止措置を講ずること。
- 4 屋外に容器を用いずに保管する場合は、保管高さの上限を守ること。
- 5 ねずみの生息および蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置を講ずること。
- 6 保管量の上限(1日当たりの平均的な搬出量の7日分)を超えないようにすること。
- 7 石綿含有廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等の措置および飛散防止のために必要な措置を講ずること。

### 保管高さ上限



※ 50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面。角度にして約26.5度です。

お問い合わせ先 秋田市環境部 廃棄物対策課  
TEL 018-888-5713 FAX 018-888-5714